

vol.159

2021.10

# 営繕とうほく

EIZEN TOHOKU

発行  
東北地方整備局  
営繕部  
盛岡営繕事務所



【 黒石税務署 】

## CONTENTS

完成施設紹介【黒石税務署】	2～4
就活ゼミ<令和3年度 第2弾> ～官民の立場から施設づくりの仕事を紹介～業界の担い手確保に貢献	5
11月11日は公共建築の日 ～11月は公共建築月間～	6
保全ニュースとうほく ・国家機関の建築物等の定期点検制度について ～保全実態調査における法定点検等の実施状況～	7～12
令和3年度 優良業務・工事表彰（営繕部長表彰）	13～14

## 完成施設紹介【黒石税務署】

本事業は旧黒石税務署庁舎の耐震性不足、老朽、狭あいなどの課題を解決し、来庁者の利便性・職員の業務能率の向上等を目的に、現有地で建替を行ったものです。

新庁舎整備にあたっては、耐震性能の確保、老朽・狭あいの解消を図るとともに、ユニバーサルデザインの導入、環境負荷低減への貢献、木材利用の促進、地方公共団体との連携などに取り組み、機能的かつ環境に配慮した新たな庁舎へと生まれ変わりました。

長期にわたる工事でしたが、入居官署、来庁者及び周辺にお住まいの皆様のご協力のもと、平成29年の設計開始から約5年の歳月を経て、この度、無事に施設が完成しました。



[南側外観]

### 【施設概要】

施設名	黒石税務署
所在地	青森県黒石市西ヶ丘6-6
規模構造	鉄筋コンクリート造 3階建
延べ面積	1,160.92㎡
附属棟	車庫(延べ面積:27.34㎡) 自転車置場(延べ面積:7.0㎡)

### 【外観・立面計画】

質素でシンプルなデザインを基調としつつ、黒石らしい歴史景観の特徴である赤屋根や、こみせ形態等の要素を取り入れ、親しみのある外観デザインとしました。1階には大きな開口部を設け、開かれたイメージと、明るく開放的な執務室の形成を図っています。

また、ユニバーサルデザインを考慮し、自動ドアや引き戸、わかりやすい案内サインなどを効果的に取り入れたバリアフリー計画とし、庁舎正面には車いす使用者駐車場を設け、雨や雪に濡れずにアプローチできる動線計画としています。



[南西側外観]



[自転車置場、木製ベンチ]

### 【平面・空間構成】

来庁者と職員の利用エリアや動線を明確に分離し、わかりやすくかつ管理性に配慮した平面計画としています。窓口業務を行う一般事務室は1階のエントランスから視認しやすい配置とすることで、初めて訪れた方でも、スムーズにアプローチできるよう配慮しました。

事務室はフリーアクセスフロアの大部屋とすることにより、将来のレイアウト変更にも柔軟に対応が可能です。また、各階に多機能便所、2階には授乳室を設け、多様な来庁者の利用に配慮した計画としています。



〔1階玄関ホール〕



〔2階ホール〕



〔玄関自動ドア〕



〔会議室〕

### 【設備計画】

来庁者の利便性に配慮し、3階に主要な設備室を集约しキュービクルや空調機器などをコンパクトに設置し経済性、保全性を図った計画としています。

環境保全性として、太陽光発電設備、電力貯蔵設備や雨水利用設備の採用による自然エネルギーの有効活用その他、LED照明や高効率機器を採用し、省エネルギー性能を高めた計画を図っています。

積雪寒冷地に整備される施設として、駐車場と正面玄関までのアプローチに融雪設備を設置し、来庁者の安全な動線を確保し、除排雪の低減を図った計画としています。



〔庁舎 屋上〕

### 【木材利用の推進に関する取り組み】

木材利用推進の取り組みとして、附属棟の車庫及び自転車置場を木造で整備しています。また、軒天ルーバー、玄関自動ドア、内装材などに木材を積極的に利用し、あたたかみの感じられる計画としました。

### 【地方公共団体との連携】

黒石市からの要望を受け、災害発生時にライフラインが途絶した場合でも、地域住民が利用できる外灯やコンセント、井戸を設置するほか、会議室やトイレの地域住民への一時開放について、連携を図っています。

---

設計：株式会社 昭和設計  
東北地方整備局営繕部

施工：株式会社 南建設  
張山電気 株式会社  
富士古河 E & C 株式会社

監理：株式会社 熊澤建築設計事務所  
東北地方整備局盛岡営繕事務所

電気設備：電灯設備、発電設備（太陽光）、構内交換設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、火災報知設備

機械設備：空気調和設備、換気設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、ガス設備、雨水利用設備、融雪設備、エレベーター設備

# 就活ゼミ <令和3年度 第2弾> ～官民の立場から施設づくりの仕事を紹介～ 業界の担い手確保に貢献

## 1. 就活ゼミについて

東北地方整備局営繕部では、職員採用活動の一環として、就活ゼミ（営繕コース）を開催しています。この就活ゼミでは、将来の就職先を検討している理系の学生を対象に、官庁施設づくりに携わっている公務員（国土交通省東北地方整備局営繕部）や民間企業の仕事内容や役割を紹介しています（右チラシ参照）。

<https://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00097/K00360/recruit/top/pdf/demaekouzaeizen.pdf>

以下の団体から協力いただき、学校側の希望に合わせて、東北地方整備局職員と設計コンサルタントや施工業者の協会が説明しています。

就活ゼミにより、学生の営繕事業への理解を深めるとともに、建設業界の担い手確保に寄与することが期待されます。

**就活ゼミ（営繕コース）**  
講義料、交通費はいただきません

**公務員と民間企業のそれぞれの立場から国の施設づくりなどの仕事を紹介します**

○将来の就職先を検討している理系の学生に、官庁施設づくりに携わっている公務員（国土交通省）や民間企業の仕事内容や役割を説明します。  
\*建築学科に限らず、幅広い分野の学生がご分野の仕事に携わっています。  
\*大学2、3年生なども対応可能です。

○授業の一環、少人数の個別説明など学校のご希望に合わせて、東北地方整備局職員と設計コンサルタントや施工者の建築関係民間業界（協会）が学校を訪問しますので、リクエストがありましたら、お気軽にご相談ください。

実施地：東北地方整備局、設計コンサルタント関連協会、施工業者関連協会から事務局紹介、質疑応答 ※要料等に合わせて開催のある協会から説明します。参加団体にも希望に応じます。

**コラボ団体**

設計 コンサルタント	・建築士事務所協会（宮城県、山形県） ・日本設備設計事務所協会連合会 北海道・東北ブロック（東北6県）
施工業者	・東北建設業協会連合会 ・（一社）日本空調衛生工事業協会 東北支部 ・（一社）日本電設工業協会 東北支部

**お問い合わせ先**  
国土交通省 東北地方整備局 営繕部 計画課 計画係  
TEL：022-225-2171（代表）内線5153、5171  
E-mail：thr-82keikaku@mlit.go.jp

※準備の都合がありますので、希望予定日の1か月前までにお申し込みください。

公務員試験の対象区分：（大学程度試験）建築/機械/電気/電子/情報/物理/化学、（高卒者試験）技術

[ HP 掲載情報 ]

設計 コンサルタント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築士事務所協会（宮城県、山形県）</li> <li>・日本設備設計事務所協会連合会 北海道・東北ブロック（東北6県）</li> </ul>
施工業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東北建設業協会連合会</li> <li>・（一社）日本空調衛生工事業協会 東北支部</li> <li>・（一社）日本電設工業協会 東北支部</li> </ul>

## 2. 仙台高等専門学校での就活ゼミの開催について

今般、9月9日に仙台高等専門学校の授業の一環として、建築施工業界と東北地方整備局営繕部が就活ゼミを開催しました（第1弾は八戸工業大学）。

○説明者：東北建設業協会連合会  
東北地方整備局営繕部

○参加者：仙台高等専門学校4年生 約40名

○実施手法：WEB 会議方式※  
※新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言中のため、説明者もそれぞれの事務所から参加



[ 就活ゼミ 説明時の様子 ]

### 【概要】

東北地方整備局営繕部からは、「国の施設づくり～建築～発注者と民間企業の仕事」として、総論や国家機関施設の整備事例などを紹介しました。

東北建設業協会連合会からは石川祥和様が、建設業の役割、ゼネコンと専門工事業者の違い、自然災害時の建設業の役割、SDGs \*1の取り組み等について紹介しました。

説明後には質問もあり、業界への理解を深める良い機会となりました。今後も機会を見つけて開催して参ります。

\*1 SDGs：持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）。「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載。

# 11月11日は公共建築の日

～ 11月は公共建築月間 ～

公共建築は、地域の人々の生活に密接な関わりを持ち、地域の活性化、生活・文化水準の向上、街並み・景観の形成等を図るうえで重要な役割を果たしています。また近年、地域との連携を図りながら、公共建築の整備や運営のあり方を考えるべきという気運が高まっています。

このような状況をふまえ、関係機関が幅広く協力し、広く一般の方々にも関心を持っていただきながら、より一層、生活に密着したより良い公共建築を目指していくという考えのもと「公共建築の日」及び「公共建築月間」関連イベントとして「巡回建築パネル展」及び「施設見学会」を開催します。



公共建築の日：数字の1が4つ並ぶ11月11日  
 (建物の基本的な構造である4本の柱をイメージ)  
 公共建築月間：公共建築の日がある11月  
 (国会議事堂が昭和11年11月完成であることに因む)

## 【巡回建築パネル展】

公共建築に携わる各機関が行っている業務や施策への取組を、広く県民・市民の皆様へ知っていただくため、具体的な整備事例や組織の役割等をパネルを使って紹介するイベントです。

パネルは右記日程で、東北6県の各会場を「巡回」しますので、お近くの会場へ気軽にお立ち寄りください。



[パネルの一例]

## 開催場所・期間

青森県	青森県庁 北棟 1階来庁者ロビー	11月22日【月】～11月26日【金】
岩手県	岩手県庁 1階県民室	11月22日【月】～11月26日【金】
宮城県	仙台市 青葉通地下道ギャラリー	11月 2日【火】～11月14日【日】
	宮城県庁 2階回廊	11月15日【月】～11月19日【金】
	仙台市役所 本庁舎 1階ロビー	11月22日【月】～11月26日【金】
秋田県	秋田県庁 1階正庁前廊下	11月 8日【月】～11月12日【金】
山形県	山形市 霞城セントラル 1階 やまがた 観光情報センター	11月 1日【月】～11月12日【金】
福島県	福島県庁 本庁舎・西庁舎 2階連絡通路	11月 1日【月】～11月 5日【金】

## 【施設見学会】

公共建築月間中のイベントとして2年ぶりに施設見学会を開催します。見学会テーマを「山形県の魅力発信と防災機能を兼ね備えた複合文化施設の紹介」と題し、2020年5月に山形市にオープンしたやまぎん県民ホール(山形県総合文化芸術館)を見学します。

見学会では、施設概要と壁面装飾等に採用されている物産品や県産材・県産技術の紹介やステージの音響反射板をセットする様子をご覧いただける予定です。

なお、国・県・市等における公共建築物に興味をお持ちの方であればどなたでも見学会に参加いただけます。(事前登録要)



[やまぎん県民ホール]

日時：11月19日(金) 13:30～16:00(予定)

各イベントの詳細については、下記ホームページの公共建築月間関連ページをご参照ください。

東北地方整備局営繕部[イベント紹介] <https://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00093/K00490/eizen/event/eventtop.html>

(一社)公共建築協会[巡回建築パネル展] [https://www.pbaweb.jp/seminar/events/touhoku\\_r03\\_01/](https://www.pbaweb.jp/seminar/events/touhoku_r03_01/)

[施設見学会] [https://www.pbaweb.jp/seminar/events/touhoku\\_r03\\_02/](https://www.pbaweb.jp/seminar/events/touhoku_r03_02/)

# 国家機関の建築物等の定期点検制度について

～保全実態調査における法定点検等の実施状況～

各省各庁の施設保全をご担当されている皆様におかれましては、令和3年度の保全実態調査にご協力いただき誠にありがとうございました。

保全実態調査は、国家機関の建築物等の保全の実態と問題点を把握し、適正な保全を実施することを目的とした調査で、官公庁施設の建設等に関する法律（略称：官公法）に基づきすべての国家機関の建築物等を対象に実施しています。

今年度の東北地方整備局管内の保全実態調査結果のうち、法定点検等の実施状況については次のとおりとなっています。

## ■令和3年度 保全実態調査結果における法定点検等の実施率

法定点検等		実施率	
		令和3年度 調査結果	令和2年度 調査(参考)
建築基準法 及び官公法 に基づく点検	① 建築物の敷地及び構造	97 %	94 %
	② 昇降機	100 %	100 %
	③ 建築物の昇降機以外の建築設備	98 %	96 %
	④ 支障がない状態の確認	98 %	98 %
その他の法令 に基づく点検	⑤ 消防用設備等の点検	97 %	97 %
	⑥ 危険物を取り扱う一般取扱所等	100 %	99 %
	⑦ 事業用電気工作物の保安規定による自主検査	100 %	100 %
	⑧ 機械換気設備	96 %	97 %
	⑨ ボイラーの性能検査・定期検査	98 %	98 %
	⑩ 浄化槽の水質検査・定期検査	98 %	98 %
	⑪ 簡易専用水道の清掃	99 %	100 %
	⑫ 排水設備の清掃	92 %	95 %
	⑬ 清掃等及びねずみ等の防除	97 %	98 %
	⑭ 空気環境の測定	96 %	93 %
	⑮ 冷却塔等、加湿装置の清掃等	98 %	98 %
	⑯ 給水設備の飲料水・雑用水の遊離残留塩素等の検査	99 %	100 %
	⑰ ばい煙発生施設のばい煙量又はばい煙濃度の測定	100 %	100 %

※   : 実施率が低い法定点検等を示す。

今年度の調査結果によると、法定点検等の実施率は昨年度と比較して、全体的にはほぼ同等ですが、未だ100%に達していない項目が多くあります。

昨年度に引き続き、留意いただきたい項目及び実施率が95%以下の法定点検等について、関係法令や実施方法等をあらためて紹介いたしますので、対象となる法定点検等がある場合には適切に実施いただきますようお願いいたします。

# 1. 建築基準法及び官公法に基づく点検

一定の用途・規模の建築物等においては、建築基準法及び官公法に基づき、建築物の敷地及び構造、昇降機、昇降機以外の建築設備、防火設備について、定期に一級建築士等の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化状況を点検させなければならないと定められています。

## (1) 関係法令等

建築基準法	第12条第2項	国等の特定建築物の敷地及び構造の点検
国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特定建築物の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者は、当該特定建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。		
官公法	第12条第1項	国家機関の建築物の点検
各省各庁の長は、その所管に属する建築物で政令で定めるものの敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は同条第一項に規定する建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。		

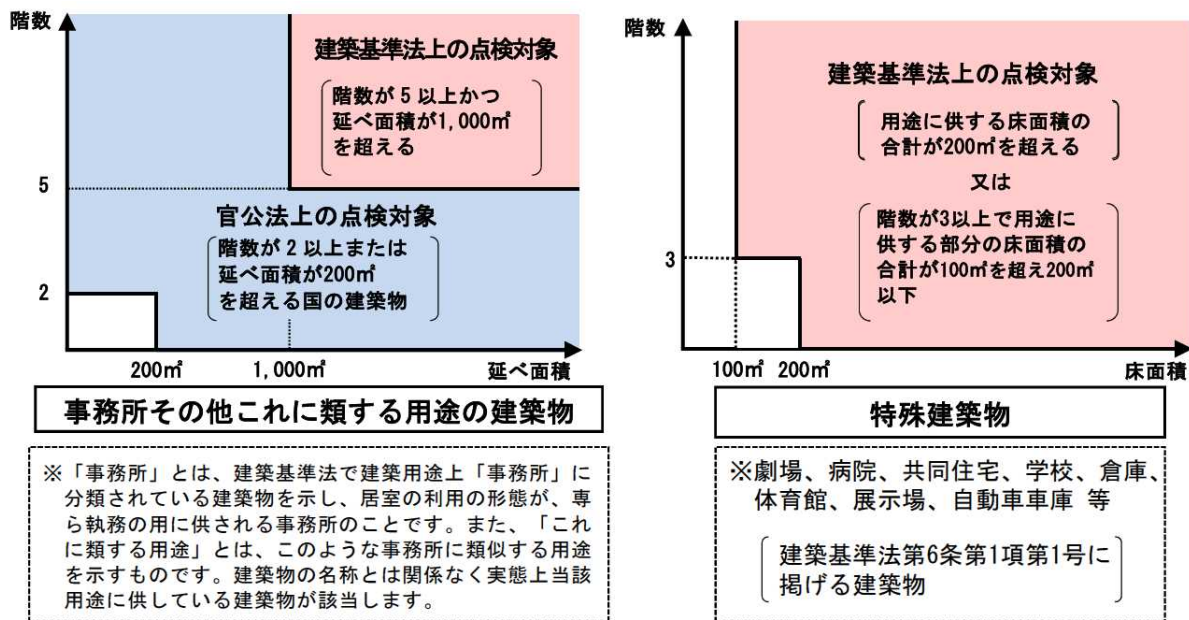
- 建築設備等の点検については、建築基準法第12条第4項、官公法第12条第2項で規定されています。
- 点検項目、点検方法、判定基準等については、以下の告示で規定されています。
  - 建築基準法・・・平20国交告第282号、平20国交告第283号、平20国交告第285号、平28国交告第723号
  - 官公法……………平20国交告第1350号、平20国交告第1351号、令2国交省告第513号

## (2) 点検の対象となる建築物の用途及び規模

建築物の敷地及び構造、昇降機以外の建築設備、防火設備

以下の用途及び規模に該当する建築物の場合、点検が義務付けられています。

※ 特殊建築物については令和元年6月に施行された建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）により点検対象となる規模が緩和されました。



## 昇降機

建築基準法第12条第4項により、建築物の用途及び規模にかかわらず、原則すべての昇降機に対して点検が義務付けられています。









## (2) 測定周期

測定は、2ヶ月以内ごとに1回、定期に実施することが必要です。

## (3) 測定資格者

資格の規定はありませんので、職員自らで実施することが可能です。ただし、所定の測定機器（事務所衛生基準規則第8条及び建築物衛生法施行規則第3条の2に規定）により測定する必要があります。

また、特定建築物に該当する場合は、建築物環境衛生管理技術者の監督のもと実施する必要があります。

## (4) 留意事項

①人事院規則に基づく執務環境測定の場合、測定を行った際にはその都度、次の事項を記録し、3年間保存する必要があります。

- 1) 測定日時
- 2) 測定方法
- 3) 測定箇所
- 4) 測定条件
- 5) 測定結果
- 6) 測定を実施した者の氏名
- 7) 測定結果に基づいて改善措置を講じたときは、当該措置の概要

②建築物衛生法に基づく執務環境測定空気環境の測定（延べ面積が3,000㎡以上の事務所等）の場合、測定結果は帳簿書類に記載し、5年間保存する必要があります。

## お知らせ

東北地方整備局では、公共建築に関する技術的な相談を幅広く受け付けるため「公共建築相談窓口」を設置しております。保全に関する相談事項がございましたら、下記の相談窓口までお気軽にご相談ください。

### ■保全に関する相談窓口

東北地方整備局 営繕部 保全指導・監督室 担当者：室長補佐

TEL 022-225-2171(内線 5513) E-mail: thr-82kantoku@mlit.go.jp

東北地方整備局 盛岡営繕事務所

担当者：保全指導・監督官室長

TEL 019-651-2015

E-mail: thr-moriei@mlit.go.jp

# 令和3年度 優良業務・優良工事表彰 (営繕部長表彰)

## 優良業務・優良工事表彰の決定

令和3年度 優良業務・優良工事表彰（営繕部長表彰）が決定しました。

これらの表彰は、令和2年度に完了した業務について、業務成績評定が優秀かつ対象業務の難易度・重要性が高いものであるなど、建設設計業務における事業の推進に功績があった実施企業及び令和2年度に完成した工事について、工事成績評定が優秀かつ積極的な創意工夫がなされるなど、建設業における事業の推進に功績があった施工企業を表彰するものです。

なお、今年度の表彰式については新型コロナウイルス感染予防・拡大防止の観点から、表彰状等を送付することで、表彰式に代えさせていただきました。

## 優良業務実施企業表彰（営繕部長表彰）

業務名称：山形地方法務局新庄支局改修実施設計業務

実施企業：株式会社SUN総合

本業務は、山形地方法務局新庄支局庁舎及び倉庫の外壁改修及び屋根防水改修における実施設計業務です。

改修設計業務であることから施設の現状把握が重要と考え、改修対象となる外壁、屋根防水の具体的な調査方法について事前に協議を重ね、入念な調査を実施しました。更に法務支局職員へのヒアリングを行い、現地調査では確認出来ない劣化状況を詳細に把握することで、最適な改修方針の提案を行いました。

また、屋根防水の改修工法の選定においては、冬期間の凍結による防水（シーリング）の破断等、過去に発生した不具合について精査・検証を行い、発注者へ技術的な提案を積極的に行いました。

これら施工知識を活かし、品質に配慮した数々の提案を行うなど模範的な取組みを行い、改修設計業務を完了させました。

## 優良工事施工企業表彰（営繕部長表彰）

工事名称：米沢地方合同庁舎（20）機械設備改修工事

施工企業：株式会社山形企業

本工事は、米沢地方合同庁舎の既設空気調和設備の老朽化を解消することを目的とした改修工事です。

本施設は、外来者の多い公共職業安定所をはじめ、労働基準監督署、自衛隊地域事務所等が入居する合同庁舎で、それらの官署が通常業務を行っている中で、機械設備の改修を行う必要がありました。

騒音・振動を伴う解体・はつり作業、機器の搬入・搬出作業、コンクリート打設及び全体試運転調整については、土日祝日の閉庁日のみに限定するという厳しい施工条件下での作業でしたが、施工手順の詳細な検討や入居官署との工程調整等を綿密に行い、業務に支障なく工期内に無事故で完成させることができました。

また、試運転調整時には、既設ダクトを利用している部分からの埃が事務室内の吹出口を通して舞い散る可能性があったため、事務室の全ての吹出口にフィルターを付け、机の上をビニールシートで覆う等、きめ細かな対応も行いました。



【事務室 養生】



【空調機械室 施工後】

### 営繕とうほく編集室

〒980-8602

仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟  
東北地方整備局 営繕部 計画課内  
TEL 022-225-2171 (代表)  
E-mail: thr-82keikaku@mlit.go.jp

### ホームページアドレス

- 東北地方整備局 <https://www.thr.mlit.go.jp/>
- 盛岡営繕事務所 <https://www.thr.mlit.go.jp/moriei/>

「営繕とうほく」は東北地方整備局ホームページでもご覧になれます